

京都市美術館再整備工事基本設計業務委託に係る公募型プロポーザル

技術提案書等の作成に関する説明書

平成27年4月

京都市美術館再整備工事設計業務受託者選定委員会

< 目 次 >

1	参加表明書作成要領	・・・ 1
2	技術提案書作成要領	・・・ 2
3	その他	・・・ 5

1 参加表明書作成要領

- (1) 参加表明書は、様式1から様式5により作成してください。
- (2) 文字の大きさは、10ポイント以上としてください。
- (3) 様式1（参加表明書）は、共同企業体を構成して参加する場合、提出者の欄には、代表者及び構成員をすべて記入してください。この際、代表者と構成員の区別が分かるようにしてください。
- (4) 様式2（企業概要調書）は、共同企業体を構成して参加する場合、代表者及び構成員のすべてについて作成してください。
- (5) 様式3（配置予定技術者調書）には、配置を予定する管理技術者及び設計担当主任技術者について記載してください。
- (6) 様式4（実績調書）には、京都市美術館再整備工事基本設計業務委託に係る公募型プロポーザル募集要領3(6)に定める設計事務所の業務実績（共同企業体にあつては、代表者又は構成員のいずれの実績でも可）を記載してください。ただし、業務名称は、契約名称とします。
- (7) 様式5（協力事務所調書）は、協力事務所ごとに作成してください。
協力事務所がない場合は、提出不要です。
- (8) 参加表明書は、以下のとおり提出してください。
 - ア 提出様式：様式1から様式5とし、A4版、片面印刷とする。ただし、様式1の副本は提出不要とする。
 - イ 提出部数：2部（原本1部、副本1部）
・原本、副本ともファイル綴じやホッチキス留めとせず、クリップ留めとする。
 - ウ 提出場所：〒604-8006
京都市中京区河原町通御池下る下丸屋町394番地 Y・J・Kビル2階
京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課
京都市美術館再整備工事設計業務受託者選定委員会事務局（担当：竹林、小石）
電話 075-366-0033 FAX 075-213-3181
 - エ 提出期限：平成27年5月29日（金）午後5時まで（必着）
 - オ 提出方法：持参、郵送又は信書便
- (9) 参加表明書には、次に掲げる資料を添えて提出してください。なお、共同企業体を構成して参加する場合、下記アについては、代表者及び構成員のそれぞれについて提出してください。
 - ア 建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録通知書（写し） 1部
※共同企業体を構成して参加する場合は、その代表者に関するもの
 - イ 共同企業体を構成して参加する場合は、共同企業体協定書（写し） 1部
 - ウ 様式2に記載した本社の所在地を証明し得る資料（写し） 1部
 - エ 様式3に記載した管理技術者及び設計担当主任技術者の一級建築士資格取得状況を証明し得る資料 各1部
 - オ 様式4に記載した設計事務所の業務実績を証明し得る資料 各1部
※ 契約書、委託仕様書、TECRIS業務カルテ、設計図書等のうち、施設の用途や規模、当該設計業務の完了年度等の全ての要件が証明し得る資料を抜粋のうえ、要件を証明する箇所にマーキング等を行ってください。
- (10) 前号アからオの各資料は、参加表明書の原本に添えて提出してください。

2 技術提案書作成要領

2-1 共通事項

- (1) 技術提案書は、第1号様式から第8号様式に基づき作成してください。
- (2) 技術提案書の書式については、原則、変更しないでください。(枠を広げる等の簡易な変更は認めますが、レイアウトの変更等の大幅な変更は認めません。)
- (3) 技術提案書の本文に使用する文字の大きさは、10ポイント以上としてください。

2-2 第一次審査で評価する技術提案書(第1号様式から第6号様式まで)

- (1) 第1号様式について、共同企業体を構成して参加する場合、提出者の欄には、代表者及び構成員をすべて記載してください。この際、代表者と構成員の区別が分かるようにしてください。
- (2) 第2号様式は、共同企業体を構成して参加する場合、代表者及び構成員のすべてについて作成してください。
なお、自己資本比率の欄は、直前の営業年度の決算確定額に基づき記入してください。
- (3) 第3号様式①には、管理技術者の同種業務の実績を1つ記載してください。業務名称は契約名称とし、図表や写真等を使用して設計コンセプトや施設の特徴、本業務にとって参考となる事項等を簡潔に記載してください。ページ数は1ページとします。
なお、同種業務の実績とは、本公募を開始した日の前日までに完了した設計業務(日本国の内外を問わない。)であって、主たる用途が美術館又は博物館である建築物の新築、増築又は改築に係る基本設計又は実施設計業務を元請(共同企業体での実績を有する場合は、共同企業体の代表者としての実績に限る。)として受託した実績とします。ただし、業務名称は、契約名称とします。
- (4) 第3号様式②には、本業務の委託期間を平成27年8月15日から平成28年3月31日までとした場合に、管理技術者が本業務と重複して従事することとなる他の受託業務をすべて記載してください。ページ数は1ページとします。
- (5) 第4号様式①は、設計担当主任技術者の同種業務の実績について、上記(3)に準拠して作成してください。
- (6) 第4号様式②は、設計担当主任技術者について、上記(4)に準拠して作成してください。
- (7) 第5号様式①には、本業務の取組体制について、組織図(意匠・構造・設備・積算の各分野の体制と相互の関係、責任の所在がわかるもの)、設計チームの特徴、活動の本拠地の所在等その他チーム編成に関してPRしたい事項等を記載してください。
また、協力事務所がある場合は、当該事務所の概要、業務範囲等について記載してください。ページ数は1ページとします。
- (8) 第5号様式②には、本業務の取組方針と進め方について、設計コンセプト、特に重視する設計上(意匠・構造・設備・積算の各分野)の配慮事項、業務成果の品質を確保・向上させる工夫、業務の手順・工程、その他本業務の受託に際してPRしたい事項等を記載してください。ページ数は1ページとします。
- (9) 第6号様式については、本委託業務を受託するに当たっての見積金額(消費税及び地方消費税を含まない。)を記載してください。

(10) 技術提案書は、以下のとおり提出してください。

ア 提出様式：所定の第1号様式から第6号様式とし、すべてA4版で、原本は片面印刷、副本は様式ごとに両面印刷とする。ただし、第1号様式の副本は提出不要とする。

イ 提出部数：11部（原本1部、副本10部）

・原本はファイル綴じやホッチキス留めとせず、クリップ留めとする。

・副本は1部ごとに2穴A4版タテ型ファイルに綴じるものとする。

※ファイルには設計事務所名の記載をしないこと。

ウ 提出場所：〒604-8006

京都市中京区河原町通御池下る下丸屋町394番地 Y・J・Kビル2階

京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課

京都市美術館再整備工事設計業務受託者選定委員会事務局（担当：竹林、小石）

電話 075-366-0033 F A X 075-213-3181

エ 提出期限：平成27年5月29日（金）午後5時まで（必着）

※ 参加表明書と併せて提出してください。

オ 提出方法：持参、郵送又は信書便

(11) 技術提案書には、次に掲げる資料を添えて提出してください。共同企業体を構成して参加する場合、下記アからウについては、代表者及び構成員のそれぞれについて提出してください。

ア 第2号様式に記載した本店の所在地を証明し得る資料（写し） 1部

イ 第2号様式に記載した自己資本比率を証明し得る資料（写し） 1部

※ 該当箇所にマーキング等を行ってください。

ウ 第2号様式に記載した損害賠償保険加入状況を証明し得る資料（写し） 1部

※ 該当箇所にマーキング等を行ってください。

エ 第3号様式①及び第4号様式①に記載した管理技術者及び設計担当主任技術者の同種業務の実績を証明し得る資料（写し） 各1部

※ 契約書、委託仕様書、TECRIS 業務カルテ、設計図書等のうち、施設の用途や規模、当該設計業務の完了年度等の全ての要件が証明し得る資料を抜粋のうえ、要件を証明する箇所にマーキング等を行ってください。

※ 上記1(9)オで証明した実績と同じ場合には添付不要とします。

(12) 上記(11)の各資料は、技術提案書の原本に添えて提出してください。

2-3 第二次審査で評価する技術提案書（第7号様式及び第8号様式）

(1) 第7号様式について、共同企業体を構成して参加する場合、提出者の欄には、代表者及び構成員をすべて記入してください。この際、代表者と構成員の区別が分かるようにしてください。

(2) 第8号様式①から③には、「京都市美術館将来構想」（以下、「将来構想」という。）、「京都市美術館再整備基本計画」（以下、「基本計画」という。）、「岡崎地域活性化ビジョン」及び「岡崎文化・交流地区地区計画」を熟読のうえ、以下のアからウの課題それぞれに対する技術提案について、図表や写真等（模型や詳細設計図面は認めない。）を使用して、具体的かつ簡潔に記載してください。

なお、本技術提案は、本委託業務の成果の一部について提出を求めるものではありません。

ページ数は、第8号様式①及び②にあつては各2ページ以内、第8号様式③にあつては1ページとします。

ア 京都市美術館再整備のあり方について（第8号様式①関係）

わが国有数の文化・交流ゾーンである岡崎地域の中核施設であり、輝かしい伝統を継承し世界に誇る美術館であり続けるため、本館を保存・再生し、新棟を建設するという方針のもと、

伝統と創造の視点から創建80周年目のイノベーションを行うものである。

- ① 基本計画を参考に美術館再整備計画の全体の整備方針や世界的な美術館改革の潮流を踏まえて将来に必要となる機能、更には岡崎の立地を生かした京都ならではの機能等、未来志向の美術館のあり方について記述し、提案すること。新たな提案が含まれることを可能とする。
- ② 本館と新棟、収蔵庫等の動線や位置関係について提案すること。特にエントランス部分の機能については、本館の正面性も大事にしながら本館、新棟双方の関連も含めて提案すること。
- ③ 岡崎地域の周辺環境との関連性を考慮しながら美術館敷地全体のゾーニングについて提案すること。
- ④ 世界に冠たる文化・交流施設が集積し、世界中から観光客が集まる岡崎地域のポテンシャルを活かしたアメニティ機能の向上について提案すること。岡崎地域活性化ビジョンの視点から様々な美術館にふさわしい賑わい施設について提案すること。事務所棟の活用策についても提案すること。

イ 伝統と創造の視点からの美術館敷地の都市デザインについて（第8号様式②関係）

京都市美術館の再整備を行うにあたっては、岡崎地域全体の景観形成の観点を踏まえつつ、伝統と創造の視点から新たな建築デザインの形成を目指すものである。

- ① 岡崎地域全体の景観形成の観点から敷地全体のゾーニングやランドスケープも視野に入れながら建築デザインイメージを提案すること。
- ② 新棟のデザインにあたっては、保存・再生する本館の外観と調和をはかりながらも、新たな創造の観点から新棟と本館が一体となって岡崎地域の新たな魅力を発信するような提案をすること。

ウ 中庭の魅力的な活用方法について（第8号様式③関係）

本館中庭には、空調室外機等の機械設備があり、来館者が立ち入れず、空間が有効に、魅力的に活用できていない状況にあり、今回の再整備においては、開放的な屋根をかけ、観覧者の憩いのスペースや展示スペース等に活用することとしている。

- ① 将来構想、基本計画での方向性を踏まえ、中庭の有効活用をはかる方法を具体的に提案すること。
- ② 中庭にかける屋根や中庭のイメージについて提案すること。
- ③ 中庭を有効活用した場合の設備機器のスペース等の考え方について提案すること。

(3) 技術提案書の第7号様式及び第8号様式は、以下のとおり提出してください。

ア 提出様式：所定の第7号様式及び第8号様式とし、第7号様式はA4版、第8号様式はA3版で、原本及び副本とも片面印刷とする。ただし、第7号様式の副本は提出不要とする。

イ 提出部数：11部（原本1部、副本10部）

・原本及び副本はファイル綴じやホッチキス留めとせず、クリップ留めとする。

ウ 提出場所：〒604-8006

京都市中京区河原町通御池下る下丸屋町394番地 Y・J・Kビル2階

京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課

京都市美術館再整備工事設計業務受託者選定委員会事務局（担当：竹林、小石）

電話 075-366-0033 FAX 075-213-3181

エ 提出期限：平成27年7月21日（火）午後5時まで（必着）

オ 提出方法：持参

3 その他

- (1) 提出書類は返却しません。
- (2) 提出書類の作成に必要な費用は参加者の負担とします。
- (3) 提出期限後における提出書類の再提出、差し替え及び訂正は認めません。
- (4) 提出書類は、必要に応じて複製することがあります。
- (5) 技術提案書の提出後、本市の判断により補足資料等の提出を求めることがあります。
- (6) 提出書類は、その写しを含め、本市において本公募以外には使用しません。
- (7) 提出書類に対し、京都市情報公開条例第6条第1項の規定に基づく請求書が提出された場合には、受託候補者の選定が完了した後において、その全部又は一部を請求者に公開することがあります。
- (8) 受託候補者の技術提案書については、選定結果公表後の一定の期間、公衆の閲覧に供します。